

平成24年6月20日

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二 様

四條暇市長 田中 夏木

2012年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

2012年5月28日付で要望のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 国民健康保険について

①【回答】

一般会計からの繰入れにつきましては、現在、本市の危機的財政状況の中において可能な限りの努力を行っております。また、医療費の適正化及びより多くの国庫補助金の獲得に向けた取組みを行うことで、保険料の引下げに努めております。

保険料の減免につきましては、被保険者の事情等を十分考慮しながら、減免規程（多子世帯・母子世帯・障がい者なども適用あり）に基づき減免措置を行っております。

一部負担金減免につきましては、「四條暇市国民健康保険条例施行規則」及び「四條暇市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱」に基づき、実施しております。なお、両制度につきましては、ホームページの掲載をはじめ、納付書送付時に保険料減免制度の案内を同封するとともに、窓口においてチラシを配布するなど周知を図っております。

②【回答】

給付と納付は別という考えで、支給しております。

資格証明書の交付は、保険料を滞納している世帯に対して納付相談の機会の確保、納付の促進、及び被保険者間の負担の公平を図ることを目的としております。運用につきましては、法の趣旨に基づき、納付状況及び被保険者の事情等も十分考慮しながら対応しております。また、短期証の留置きは行っておらず、高校生世代までの子どもにつきましては、全てに短期証の更新を行っております。

③【回答】

滞納処分その他の徴収に関する手続き執行につきましては、地方税法及び国税徴収法等の法令に基づき事務遂行を行っております。本市におきましては、納税義務者との接触を図り、世帯の生活状況等を聞き取ったうえで、生活困窮等の判断をしており、今後とも納税義務者の立場に立った徴収業務を心掛けてまいります。

また、財産調査や聞き取り調査により、生活困窮等が判明した場合については、滞納処分の執行停止を実施しております。

なお、生活保護受給者に対しましては、生活保護受給証明書の提出を依頼しており（本市の受給者には、担当課との連携により提出は不要）、地方税法第15条の7第1項各号の規定により、適宜滞納処分の停止を行っております。

④【回答】

納付相談のなかで事情等を聴取し、納付困窮者であると判断できる方につきましては、福祉部門へとつなぐなど連携を図っております。

また、全般的な生活に関する相談等については、四條畷市人権協会の相談員が「人権なんでも相談(人権・就労・進路選択支援相談)」のなかで対応しております。

⑤【回答】

広域化の大きな目的は、医療保険制度が将来にわたり安定的、継続的に維持していくことにあり、最終的には国の責任において医療保険制度を確立することを求め、従来から市長会等を通じて国に要望してきたところでございます。広域化によって市の

負担増や被保険者の保険料負担増とならないよう、今後とも国に対して強く要望してまいります。また、府補助金に対しても、併せて要望してまいります。

⑥【回答】

国民健康保険運営協議会の公開につきましては、「四條畷市国民健康保険運営協議会会議の傍聴要領」に基づき実施しております。

議事録のホームページ掲載は、今後、関係部署と検討してまいりたいと考えております。

2. 健診について

①【回答】

健診項目の追加につきましては、今年度から4項目（尿潜血・尿ウロビリノーゲン・尿酸値・血清クレアチニン）を追加実施いたしました。

また、自己負担金につきましては、受益者負担の観点から継続してまいります。

②【回答】

がん検診につきましては、国において検診の有効性が確立されている検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）を実施し、同時に複数の検診を受診できるセット検診の実施や女性総合がん検診、日曜検診を導入し、受診率の向上に努めているところでございます。

また、保健センター等での集団検診とともに、医療機関でも受診できる個別検診を実施し、受診機会の拡大に努めております。具体的には、平成21年度に、乳がん検診実施医療機関の追加と胃がん検診の施設検診の導入、平成22年度からは、肺がん検診の施設検診の導入、及び乳がん検診と子宮がん検診のセット検診と30歳代の乳がん検診の回数の増加を行ってまいりました。さらに、平成24年4月から、大腸がん施設検診を導入し、7月からは、5つのがん検診のすべてが実施可能な施設を1機関追加し、実施する予定です。

がん検診と特定健診との同時実施につきましては、保健センターでの実施に、所要時間や場所等の課題があるため、現時点では困難であると考えております。現状では、医療機関での特定健診と大腸がん検診の同時実施、施設検診での特定健診、肺がん検

診、胃がん検診、大腸がん検診の同時実施が可能と考えております。また、7月からは、1検診施設で特定健診と5つのがん検診の同時実施を可能とする予定です。今後とも、同時実施が可能な施設等の調査を行ってまいります。

検診の自己負担につきましては、70歳以上の人、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している人、市民税非課税世帯の人及び生活保護世帯の人は免除しております。

また、平成21年度から、女性特有のがん検診推進事業を実施し、一定年齢に達した女性に対し、子宮頸がん検診及び乳がん検診の無料クーポンを配布するとともに、検診手帳の交付を実施してまいりました。また、平成24年度からは、大腸がん検診についても無料クーポンの配付及び検診手帳の交付を行っております。

③【回答】

人間ドック及び脳ドックにつきましては、既に助成制度を設けており、指定の実施機関で受診する場合には、半額助成を行っております。

3. 介護保険・高齢者施策について

①～⑥【回答】

くすのき広域連合から回答いたします。

4. 生活保護について

①【回答】

生活保護の実施体制に係る「標準数」に基づくケースワーカーの増員につきましては、経験や熟練を重視した人事配置ができるよう、引き続き関係部局と調整を図ってまいります。

また、窓口対応につきましては、相談者の立場に立ち対応いたします。

②【回答】

「生活保護のしおり」につきましては、平成23年4月から生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、生活保護の相談に来所された方々に対しての生活保

護法の制度説明並びに保護決定時における本法主旨説明の補足として活用しております。

③【回答】

本市におきましては、申請時に「助言指導書」などは出しておりません。

就労支援に関しましては、各支援対象者の状況把握をしたのちに、CW、就労支援員及びハローワークが連携し、個々の対象者にあった支援をしております。

本市の生活保護受給者等就労支援プログラムは、対象者に対して稼働能力があること、就労意欲があること、就労阻害要因がないこと、事業への参加に同意していることを条件に、被保護者の実態に応じた就労支援を行っております。

また、就労支援員は、就労に関する相談、助言などの支援を行うとともに、個々にあった就労先を探すため、ハローワークだけでなく、地域周辺の求人情報の情報収集なども行っております。

④【回答】

移送費の認定につきましては、経済的かつ合理的な経路による交通手段での認定を行っております。

⑤【回答】

休日、夜間等の閉庁時や急病時、また、子どものキャンプや修学旅行時などにつきましては、基本的には指定医療機関で受診していただき、翌日以降、速やかに傷病届を提出していただき、当該医療機関に医療券を届けることとなっておりますが、ケースによっては、臨機応変な対応をとらせていただいているところでございます。

⑥【回答】

生活用品として利用される自動車の保有は、単に日常生活の便利に用いられるのみであり、認められません。

また、仕事用の自動車につきましては、その自動車の処分価値や仕事の種別、公共交通機関の利用が著しく困難であること、勤務地の地理的条件等から判断しておりま

す。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①【回答】

乳幼児医療費助成制度につきましては、子育て環境を整備する施策として重要であり、また、大阪府内市町村において、対象年齢を拡大していることも認識しております。

しかしながら、本制度を整備する主体は国であり、国の主導のもと取り組むべきだと考えていることから、本市財政状況も踏まえ、現段階では現状でのご理解をお願いいたします。

②【回答】

妊婦健康診査の費用助成につきましては、本市では、平成22年10月に、合計額35,000円から40,000円に、平成23年4月に、合計55,000円に助成額を引き上げました。

今後につきましては、近隣の医療機関の一回あたりの受診費や妊婦健診受診状況等により判断してまいります。

③【回答】

就学援助の適用条件につきましては、世帯総所得と基準額を比較し、要否の判断を行っており、現在変更は考えておりません。

申請手続きについては、2月末まで随時受け付けており、学校以外に市役所と田原支所でも手続きが可能でございます。

また、所得額等は6月上旬に確定するため、認定は例年7月上旬としております。

その他のデータを使いますと、追加払いや返金等が発生すると考えられ、年度末や年度初めの転居等も多いため、現在の方法がより良いものと考えております。

④【回答】

子宮頸がんワクチン・ヒブワクチンの接種費用の助成につきましては、平成23年

4月から一部助成を行っておりますが、厳しい財政状況のなか、市民に一部負担をお願いしている状況であり、ただちに無料制度とするのは困難な状況でございます。

今後、法定接種化に向けたワクチンの安定的確保とともに、必要な財源を確保するよう国に要望してまいります。

⑤【回答】

家賃補助制度の創設については、他の自治体事例からみても、必ずしも定住に繋がらないこと及び家賃補助制度を推進することが結果的に家賃相場上昇の要因となること等が懸念されるため、困難であると判断しております。

6. 地域独自要望

①【回答】

生活保護受給中は、生活保護受給証明書の提出を依頼しており（本市の受給者には、担当課との連携により提出は不要）、地方税法第15条の7第1項各号の規定により適宜滞納処分の停止を行っております。

生活保護受給中は、時効の停止（中断）は行っておりません。

②【回答】

生活保護相談及び申請時における対応につきましては、法に基づいた対応を行っております。

また、「生活保護のしおり」につきましては、平成23年4月から、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、保護決定時に本法主旨説明の補足として活用しております。